

議 第 40 号

令和 3 年 2 月 19 日提出

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 28 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の項第 9 号並びに 5 の項第 3 号及び第 4 号中「都市建設局」を「各区役所」に改め、同表 7 の項第 2 号中「職員」の次に「又は健康福祉局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

福祉業務手当の支給対象の拡大等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年条例第22号）新旧対照表

改正後（案）				現行							
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）							
	手当の種類	手当を受ける者の範囲		手当の額			手当の種類	手当を受ける者の範囲		手当の額	
1・2	〔略〕										
3	特別作業手当	(1)～(8) 〔略〕				3	特別作業手当	(1)～(8) 〔略〕			
		(9) 各区役所 に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。	日額 300円		(9) 都市建設局 に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが交通を遮断することなく行う道路の維持補修作業に直接従事したとき。			日額 300円			
4	〔略〕										
5	清掃等作業手当	(1)・(2) 〔略〕				5	清掃等作業手当	(1)・(2) 〔略〕			
		(3) 各区役所 に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが下水道、用水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。	日額 600円		(3) 都市建設局 に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが下水道、用水路又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。			日額 600円			
		(4) 文化市民局又は 各区役所 に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	日額 280円		(4) 文化市民局又は 都市建設局 に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。			日額 280円			
6	〔略〕										
7	福祉業務手当	(1) 〔略〕				7	福祉業務手当	(1) 〔略〕			
		(2) 各保育園に勤務する職員 又は健康福祉局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの が保育業務に直接従事したとき。	日額 150円		(2) 各保育園に勤務する職員 が保育業務に直接従事したとき。			日額 150円			
		(3)～(5) 〔略〕						(3)～(5) 〔略〕			
8～10	〔略〕										

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。